平成２５年（フ）第２３号
三重県松阪市駅部田町648番地５
債務者　上野かず子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第２４号
三重県松阪市平成町61番地１
債務者　寺田　夕子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第２１号
兵庫県西脇市高田井町364番地の17
債務者　小谷　義範
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２２号
兵庫県西脇市高田井町364番地の17
債務者　小谷　政子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１号
北海道留萌市宮園町１丁目２番地の32　コーポ木下Ｂ101号室
債務者　本間　敬吾
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２５年（フ）第３６号
群馬県太田市新田大根町1083番地２　コーポニシムラ２―105号
債務者　中山　　保
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１２２号
新潟県上越市柿崎区柿崎726番地３
債務者　吉原　　司
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１号
新潟県糸魚川市大字今村新田74番地、住民票上の住所新潟県糸魚川市中央２丁目11番23号
債務者　西山しろ子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第７号
新潟県上越市子安1692番地　グラン・ジュール105号、前住所新潟県柏崎市橋場町19番２―101号　コーポ幸
債務者　馬場　幸広
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１３号
新潟県上越市大字土橋1803番地22　サンヴェール201号
債務者　吉越　　徹
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第８５号
香川県高松市国分寺町柏原1066番地６
債務者　藤田　里香（旧姓熊野）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第９９号
香川県高松市大工町１番地18　ササハラビル303号室
債務者　千葉　和代（旧姓野網）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１０４号
香川県高松市木太町1077番地10
債務者　辻　　久男
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３１号
長崎県諫早市高来町溝口233番地２、前住所長崎県大村市西大村本町333番地　沢田ビル301号
債務者　中原　弘愛
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
北海道苫小牧市木場町２丁目14番１号　エスポワールド・メゾン103
債務者　石井　琴美（旧姓日向）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第７８１号
宮城県名取市手倉田字諏訪532番地の１　ラスティコート名取202号、住民票上の住所宮城県名取市閖上４丁目14番17号
債務者　南雲　裕子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係